

1999年10月1日改訂  
2002年7月29日改訂  
2003年7月29日改訂  
2004年5月1日改訂  
2005年7月28日改訂  
2006年7月28日改訂  
2008年7月29日改訂  
2009年7月29日改訂  
2010年1月31日改訂  
2010年7月29日改訂  
2014年7月29日改訂  
2016年7月27日改訂  
2022年7月27日改訂

# 定 款

アゼアス株式会社

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アゼアス株式会社と称し、英文では、AZEARTH Corporation と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 天然繊維、化学繊維および編物、織物、不織布の製造、販売および輸出入
2. 芯地、裏地、ボタン、肩パット等の縫製資材の製造、加工、販売および輸出入
3. 紳士服、婦人服、子供服のデザイン、企画、製造、販売および輸出入
4. 全事業に関わる研究開発業務および評価、認証業務
5. 空気清浄機、クリーンルーム設備機器の製造、販売および輸出入
6. 医療機器類の製造、販売および輸出入
7. 絹糸、絹織物等の製造、加工、販売および輸出入
8. 縫製業
9. 畳材料、畳表、畳製造機械の製造、販売および輸出入
10. インテリア製品の製造、販売および輸出入
11. 建築材料、工具、資材の製造、販売および輸出入
12. 内装仕上げ工事、機器類設置工事の請負および施工
13. 防菌、防カビ剤、関連機器類の製造、販売および輸出入
14. 各種防護服および関連保護具ならびに防護用機材の製造、販売および輸出入
15. 農業、水産、医療、製薬、消防関連資材・製品ならびに雑貨品の製造、販売および輸出入
16. 衣服のクリーニング、リースおよびレンタル業務
17. 環境調査、測定業務
18. アスベスト等有害物質の除去業務
19. 衣料用繊維製品の製造、販売および輸出入
20. 汚染水の浄化用装置の製造、販売および輸出入
21. 濾過材、脱臭剤の製造、販売および輸出入
22. 不動産の売買、賃貸借および管理
23. 経営コンサルタント業務
24. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、市場取引等により自己株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令、本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成および備置きその他の株主名簿および

新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年4月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類の電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主総会において、株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合は、株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役15名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付役員を定めることができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令、本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第5章 監査役、監査役会および会計監査人

(員数)

第23条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の1週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項は、法令、本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(会計監査人)

第28条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

## 第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の当社に対する同法423条第1項の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、同法第423条第1項の当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第30条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

- 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年10月31日の株主名簿に記載された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第16条（参考書類の電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。